

少年事件における裁判員制度

友田朝陽

- 1.はじめに
- 2.裁判員制度について
- 3.メリット
- 4.デメリット
- 5.まとめ

1.はじめに

少年事件における裁判員制度は、本当に効果的であるのだろうか。このテーマについて、私は3年次には肯定派として、4年次には否定派としてディベートを行った。その際、否定派としての立場では、ある程度意見をまとめることができ、質疑応答にも適切に対応することができた。しかし、肯定派としての立場では、グループワークや質疑応答において苦戦を強いられた。これらの経験を通じて、私は少年事件における裁判員制度は効果がないのではないかという考えを抱くようになった。そこで、本レポートではこの問題について再度検討し、考察していきたいと思う。

2.裁判員制度について

裁判員制度とは、日本における司法制度の一つであり、一般市民が裁判に参加する仕組みである。具体的には、重大な刑事事件において、裁判員が裁判官と共に被告人の有罪・無罪を判断し、量刑を決定する役割を担う。この制度は、2009年に導入され、法律に基づいて選ばれた市民が裁判員として参加する。裁判員は日常生活の中で無作為に選ばれた者たちであり、法律の専門家ではないため、一般市民の視点から判断を下すことが期待されている。裁判員制度の目的は、主に3つ挙げられる。1つ目は、市民参加の促進である。一般市民が司法に参加することで、裁判の透明性や信頼性を高めることができる。2つ目は、司法の多様性である。様々な背景や価値観を持つ市民が参加することにより、より多様な視点からの判断が可能となる。3つ目は、司法教育である。裁判に参加することで、市民が法制度や司法に対する理解を深める機会を得ることができる。このように裁判員制度の目的や概要が理解できたところで、少年事件における裁判員制度の効果的であるか検討していく。

3. メリット

少年事件における裁判員制度について検討するため、メリットを挙げてみる。1 つ目は、一般市民の良識を反映することが可能であるという点である。裁判員制度は、公正な判決を確保するために極めて重要な制度であり、専門的な知識を持つ裁判官とは異なり、様々な視点や経験を持った一般市民で構成されている。彼らの参加により、社会の多様性を審理に反映させることができる。一般市民が裁判員として選ばれることで、社会の様々なバックグラウンドや価値観が審理の過程に取り入れられる。一般市民の健全な社会常識や多様な経験を活かすことにより、少年事件においても多角的かつ複眼的な視点から判断が行われることが期待される。その結果、少年の更生に適した、かつ国民が納得できる判断が導かれることが望まれる。したがって、健全な社会常識を取り入れつつ、刑事裁判の質を向上させ、裁判員裁判の本来の目的を達成することが可能となる。

2 つ目は、国民への教育的効果と裁判への関心が高まるという点である。裁判員制度を導入することにより、一般市民に自身の社会的な責任を果たす機会を提供し、日常生活では中々体験できない貴重な経験を積むことができる。裁判に参加した一般市民は、裁判官や法律専門家から裁判の流れや法律についての詳細な説明を受けることで、法律や司法手続きに関する理解を深めることができる。そして、令和 5 年度に実施した「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書¹」によると、裁判員の経験を通じて「良い経験」と感じた人の割合が 96.5%を超えていることから明らかなように、裁判員制度は裁判への関心を高める効果を持っている。さらに裁判員制度の導入目的として、裁判員法第 1 条には「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」と明記されている。一般市民が裁判員として少年事件に関与することで、一般的にはあまり知られていない少年法にも触れる機会が得られるため、少年法への関心も高まることが期待される。

3 つ目は、審理期間の短さという点である。裁判員裁判では、法廷での審理に先立ち、公判前整理手続きが実施されることとなっている。この手続きにより、争点が明確に絞り込まれるため、公判が始まってからの審理期間が短縮され、少年を長期間拘束することによる精神的なダメージを回避することができる。また、裁判員にとっても負担が軽減されるため、審理に集中して取り組むことができるという利点も存在する。これにより、裁判の質が向上し、より公平かつ迅速な審理が実現されることが期待される。

¹ 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(令和 5 年度) (2025 年 1 月 16 日)
<<https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2024/r5-a-1.pdf>>

4. デメリット

デメリットについても、検討していく。1つ目は、少年事件と裁判員制度の性質における違いという点である。少年法第1条には、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずる」と明記されている。この健全育成という概念は、少年が社会で生き抜くために必要な人間力を総合的に育てることを意味している。裁判官は、少年の生い立ちから現在に至るまでの生育歴を記した社会記録を基に、保護主義を前提にして、少年にとっての最善策を模索することが求められる。一方、裁判員制度は、司法に対する国民の関心を高め、一般市民の視点や感覚を裁判の内容に反映させることを目的としている。裁判員は衆議院議員の選挙権を持つ日本国民であれば原則として誰でも選ばれる可能性があり、そのため公判審理は一般市民にも理解できるように明瞭に進められる。また、裁判員の負担を軽減するために公判の期間は比較的短く設定されている。これにより、社会記録の一部分のみが裁判での証拠として提出されることが多くなり、必要な判断材料が不足するという事態が生じることがある。このような背景から、少年に対する適切な処分を見出すことは非常に困難であると言える。

2つ目は、保護処分相当性に関する判断についての点である。少年法第55条には、少年の保護処分が相当であると認められる場合には、家庭裁判所に移送するよう定められている。このことから、裁判所が少年を裁くためには、少年の生い立ちや家庭環境、経歴、性格などを十分に理解し、保護処分相当性を否定する必要がある。しかし、突如として裁判員として裁判所に呼ばれ、特に初めて少年事件に関わる一般市民にとっては、公正な判決を下すことは極めて困難である。実際に、「正解がない答えを出すのは難しい」「この制度の意義を特に感じられない」「初めての経験なので何を評価すべきか分からない²」といった声が挙がっている。このような状況が存在する以上、法律の知識が十分でない裁判員が少年事件を審理することには大きなリスクが伴うと言える。

3つ目は、少年の心身への配慮に欠けているという点である。裁判員制度においては、裁判官3名と裁判員6名の合計9名が公開法廷で審理を進めるが、その際に壇上から見下ろされる形となる。このような状況では、少年が心理的な圧力を感じ、萎縮してしまうことに繋がる。少年にとって、自分の主張を満足のいく形で弁明することは非常に難しい。しかし、少年法第22条では「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に

² 裁判員制度-自由記載分類・整理表 (2025年1月16日)

[〈https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/h30-a-4.pdf〉](https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/file/h30-a-4.pdf)

対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」と明記されている。このことから、大人たちに取り囲まれ、威圧的な雰囲気の中で少年が自分の真意を伝えることは非常に難しく、少年法の理念から逸脱していると考えられる。

5.まとめ

上記のメリット・デメリットを考慮した結果、私は少年事件における裁判員制度は効果的ではないと考えている。まず、法律の知識が十分でない一般市民が、不十分な判断材料を基に適切な処分を見出すことは非常に困難であると言える。少年法は、少年の健全な育成を重視するため、裁判員制度の仕組みは少年にとってメリットがないと私は考える。少年の更生には時間をかけるべきであり、審理期間の短い裁判員制度において判断を下すことは逆効果になる可能性がある。少年事件に裁判員制度を適用すると、少年法の目的から逸脱してしまうと私は思う。少年にとって、少年法は必要不可欠な法律であり、彼らの未来を守るために重要な役割を果たしている。そのため、少年の未来を真剣に考えるならば、少年法の意義に反している裁判員制度は必要ないと主張する。